

平成30年度鳥羽市環境保全審議会事項書

日時：平成31年2月13日（水）
13時30分～
場所：鳥羽市役所 本庁舎3F
市議会 第3委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 審議事項について

(1)環境保全審議会委員について【資料1】

(2)鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について【資料2】

4. 報告事項について

(1)答志島清掃センターの閉鎖について【資料3】

(2)鳥羽市内の再生可能エネルギー発電事業の現状について【資料4-1、4-2】

(3)公害の種類別苦情について【資料5】

(4)内部環境監査の結果について【資料6-1、6-2】

(5)地球温暖化対策について【資料7-1、7-2】

***資料4-2は、諸事情により、HPへの掲載は行いません。**

鳥羽市環境保全審議会委員について

【現 状】

○前任期（2016年11月1日から2018年10月31日）

→委員数：14名

○現任期（2018年11月1日から2020年10月31日）

→委員数：12名

参考：鳥羽市環境保全審議会委員定数：15名以内

○委員の選任方法

→環境保全審議会より各種団体等に推薦依頼を行い、各種団体等より推薦していただいている。

○委員数が減少している理由

→今まで委員の推薦を行っていただいていた各団体の諸事情により、審議会への参加が困難となり、脱退したため。

例規案の概要

1 件名

鳥羽市民の環境と自然を守る条例と同条例施行規則の一部改正について

2 一部改正の理由

鳥羽市民の環境と自然を守る条例の開発行為の届出の手続きを簡略化するため

3 例規案の概要

次の場合は、本条例の開発行為の届出を省略することができるよう改正する。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要するもの
- (2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条第 1 項の確認を要するもの
- (3) 鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年条例第 22 号）第 2 条第 1 項の許可を要するもののうち面積が 3,000 m²以上のもの
- (4) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成 30 年条例第 1 号）第 3 条第 1 項に該当し、同条例第 7 条第 1 項の調整を要するもの

4 施行期日等

公布の日から施行する。

5 市議会への上程

平成 31 年 3 月会議

6 予算措置等

特に必要としない。

7 参考事項（関係法令等）

- (1) 都市計画法
- (2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例
- (3) 鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例

【資料 2】

- (4) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との
調和に関する条例

答志島清掃センターの供用廃止について

1 経過

平成30年 1 月12日(金)	濃度測定用排ガス採取 ※濃度測定は年 1 回実施
平成30年 2 月23日(金)	濃度基準値以上の報告を受ける
平成30年 2 月27日(火)	焼却炉の使用を停止
平成30年 2 月28日(水)	県南勢志摩地域活性化局環境室へ報告
平成30年 3 月 5 日(火)	3 町内会長に報告、県現地確認・記者発表
平成30年 3 月 8 日(木)	市議会全員協議会で経過説明
平成30年 3 月 9 日(金)	やまだエコセンターへの搬送開始
平成30年 3 月30日(木)	市議会議員説明会・記者発表
平成30年 4 月16日(月)	
～18日(水)	住民説明会
平成30年 4 月25日(水)	旅館事業組合説明会
平成30年 9 月19日(水)	
～20日(金)	住民説明会
平成30年11月～	収集運搬体制を一部変更
	・収集運搬回数を週 3 回から週 2 回へ
	・紙類をリサイクルとして回収
平成31年 3 月31日	答志島清掃センターの供用廃止

2 概要

答志島清掃センターにおいて、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等の排ガス排出基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことに伴い、同センターでのごみ焼却を一時停止しました。設備の再点検を行う中で、老朽化が思った以上に進み、今後の改修には多額の費用が掛かることが想定されたこと、また一方では当該施設で行っていた可燃ごみの焼却処理を平成30年度末にやまだエコセンターへ移行すべく進めてきたこともあり、当該施設の稼働を継続していくことは困難な状況であると判断しました。

以上のことから、平成平成30年3月31日をもって当該施設での可燃ごみの焼却処理を停止し、平成31年3月31日をもって同センターの供用を廃止することとしました。

区分		認定済み		認定申請中		合計		
		再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	
10kw未満	太陽光		141		10	0	151	151
20kw未満	風力	12		1		13	0	13
	その他					0	0	0
10-50kw未満	太陽光	3	259		25	3	284	287
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
50-2000kw未満	太陽光	17				17	0	17
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
2000kw以上	太陽光	9				9	0	9
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
バイオマス		1				1	0	1
合計	太陽光	29	400	0	35	29	435	464
	風力	12	0	1	0	13	0	13
	バイオマス	1	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	42	400	1	35	43	435	478

平成30年度公害の種類別件数について
 (平成30年4月1日～平成31年1月31日現在)

【公害別主な項目及び件数】

大気汚染	主な項目	件数
	野焼き・焼却	9
	合計	9
水質汚濁	主な項目	件数
	排水・汚水関係	2
	油の流出	1
	合計	3
騒音	主な項目	件数
	騒音苦情	1
	合計	1

悪臭	主な項目	件数
	周辺悪臭	1
	ゴミ・野焼き	5
	合計	6
廃棄物投棄	主な項目	件数
	不法投棄	17
	合計	17
その他	主な項目	件数
	木の伐採・除去関係	2
	動物関係	20
	草花関係	3
	墓地関係	1
	浄化槽関係	2
	太陽光発電施設関係	2
	合計	30
合計	66	

【公害別件数の比較】

項目	H30年度	H29年度	H28年度
大気汚染	9	18	19
水質汚濁	3	8	7
土壌汚染	0	0	0
騒音	1	1	2
悪臭	6	6	10
廃棄物投棄	17	28	4
その他	30	48	40
合計	66	109	82

*H30年度は、4/1～1/31

平成30年度（平成29年度実施分）内部環境監査結果

平成31年2月7日
地球温暖化防止事務局

1. 監査内容

- ①内部環境監査調書に基づく確認
- ②平成29年度エネルギー使用量等の把握状況

2. 監査方法

- 1. ①及び②に基づく提出書類による審査（1月22日～25日）

3. 監査結果

（内部監査調書）

・地球温暖化防止計画に定められている項目の実施状況については、全体的に概ね実行されていました。今回の調書で、実施できなかった項目がある課については、今後実施できるように努めていただくとともに、朝礼等で周知して下さい。

・平成29年度において、鳥羽市役所の温室効果ガス排出量をもとに算出される二酸化炭素排出量は、対前年度比98.2%となり、1.8%の減少となりました。

・エネルギー使用量を各課別にみると、*7課において、前年度より二酸化炭素排出量が増加していました。主な要因としては、ガソリン使用量や、電気使用量の増加によるものが多いというのが特徴的でした。

使用量が増加した課からは、アイドリングストップなどのエコ運転や公用車の乗り合わせを行っていくことや、節電を心がけていくなど、改善方法の提案がありましたので、それらを実行していただき、使用量の抑制に努めて下さい。

*二酸化炭素排出量が増加した7課

建設課 総務課 企画財政課 環境課 消防本部
教育委員会生涯学習課 健康福祉課

・エネルギー使用量の削減を行う方法として、次のような方法も検討して下さい。

1) 電気自動車の活用

平成27年度より、電気自動車1台を、市民文化会館車庫に配置しております。

この車は、市の集中管理の公用車として利用することができます。

電気自動車は、ガソリン車に比べ、燃料費が約1/4であることから、今までガソリン車を利用していた所を、電気自動車を活用することにより、燃料費及び二酸化

炭素排出量の削減に寄与することができますので、電気自動車を積極的に活用して下さい。

(参考：平成27年度から平成31年1月27日現在の電気自動車走行距離⇒15,193 km)

2) LED照明への交換

例えば、鳥羽市役所本庁舎内におけるLEDの導入率は、6.5%となっています。

従来の蛍光灯よりも、LED蛍光灯の方が、CO2排出量を大幅に削減することができます、地球温暖化防止に寄与することから、市の施設全般への導入促進に取り組んで下さい。

【各課別CO²排出量及び削減率年度比較】

所 属	CO ² 排出量(kg)		CO ² 削減率 (H29年度/H28年度)
	H28年度	H29年度	
会 計 課	0	0	0.0%
建 設 課	81,747	89,800	109.9%
観 光 課	13,529	12,930	95.6%
農 水 商 工 課	40,079	39,512	98.6%
市 民 課	33,900	31,128	91.8%
総 務 課	75,153	76,134	101.3%
文 化 会 館	208,489	205,220	98.4%
選 挙 ・ 監 査	0	0	0.0%
企 画 財 政 課	179	264	147.2%
税 務 課	1,976	1,025	51.9%
環 境 課	514,939	520,353	101.1%
消 防 本 部	106,038	106,566	100.5%
議 会	942	858	91.1%
定 期 船 課	2,761,522	2,655,568	96.2%
教 委 ・ 総 務	339,410	320,124	94.3%
教 委 ・ 学 校	50,189	49,237	98.1%
教 委 ・ 生 涯	78,549	84,033	107.0%
水 道 課	891,153	890,076	99.9%
健 康 福 祉 課	321,830	340,018	105.7%
合 計	5,519,624	5,422,847	98.2%

前年度よりCO₂排出量が増加した課

* CO²排出量を計算するにあたり、電力量は、国が指定する係数を利用します。
 当該係数は、H28年度:0.485,H29年度は0.496となっています。
 当該比較については、前年度と純粹に比較するため、H29年度係数は、H28年度
 の係数を用いて計算しました。

地球温暖化対策について

電気自動車の推進

鳥羽市では、平成 28 年 1 月より、電気自動車（日産 e-NV200）を 3 年間無償借用しており、現在、市内及び近隣市町への出張の際に利用しています。

平成 31 年 1 月 27 日現在、電気自動車の総走行距離は、15,193km で、平成 30 年 1 月 28 日からの 1 年間で 4,084 km 走行しています（参考：平成 30 年 1 月 27 日現在の総走行距離：11,109 km）。

【参考：年度別電気自動車走行距離】

年	H28 年 1 月 28 日から H29 年 1 月 27 日	H29 年 1 月 28 日から H30 年 1 月 27 日	H30 年 1 月 28 日から H31 年 1 月 27 日	合計
走行距離 (km)	6,326	4,783	4,084	15,193

なお、鳥羽市内の電気自動車の充電スタンドの箇所数は、平成 31 年 1 月 1 日現在 18 か所（急速 1 か所、普通 17 か所）であります。

鳥羽市役所における CO2 排出量

鳥羽市役所における平成 29 年度温室効果ガス排出量では、ガソリンの利用量が、前年度に比べ 0.5% 減少し、二酸化炭素排出量も、684kg 減少しました。これは、ガソリン車で 2,462km 走行分を削減したことになります。

*CO2 1 キログラム＝自動車で 3.6km 走った時の CO2 排出量と同じくらい

庁舎における LED の設置促進

鳥羽市役所本庁舎における LED の導入率は、6.5% となっています。

現状、庁舎全ての蛍光灯を LED 化することは困難ですが、LED にすることで、CO2 削減に大きく寄与することから、電気設備の故障や取替等があった場合には、LED を導入するようにしていきます。

みどりのカーテンプロジェクト

平成 29 年度、地球温暖化防止活動の一環として、「みどりのカーテン」設置を推進するため、ゴーヤの苗を無料で、個人や事業所 114 件に 1,163 本（H29：81 件 850 本）配布しました。

区分	配布人数	配布数
一般市民	92	854
市職員	7	79
学校保育所等	14	170
市その他施設	1	60
小計	114	1,163

鳥羽市における間伐状況の推移

鳥羽市での間伐は、松尾町・河内町・岩倉町・浦村町の山林で実施されています。

平成25年度～平成29年度でおよそ154 haの間伐を実施しており、森林の適正な整備を図るとともに、CO2の吸収も行われていることから、間伐を通じ、間接的にですが、地球温暖化防止に寄与しています。

市が実施した間伐等面積

年度	間伐等面積(ha)
平成25年度	21.45
平成26年度	36.09
平成27年度	65.80
平成28年度	14.45
平成29年度	15.86
合計	153.65

資料提供：農水商工課

部門別CO2排出量比較表

部 門		年 度	単 位	H20 (基準年度)	H27	H28	対基準年度比 (H28/H27)	対基準年度比 (H28/H20)
産業部門	製造業		千トンCO2	10.8	12.5	14.9	119.1%	138.3%
	建設業・鉱業		千トンCO2	3.6	2.0	1.9	96.4%	53.7%
	農林水産業		千トンCO2	4.4	4.4	4.4	100.0%	99.5%
	小計(①)		千トンCO2	18.8	18.9	21.3	112.3%	113.0%
家庭部門(②)			千トンCO2	30.5	31.3	31.8	101.7%	104.3%
業務部門(③)			千トンCO2	122.8	141.3	137.2	97.1%	111.8%
運輸部門	自動車	(旅客)	千トンCO2	27.4	23.4	23.0	98.4%	83.9%
		(貨物)	千トンCO2	19.3	4.8	4.7	97.7%	24.4%
	鉄道		千トンCO2	1.4	1.4	1.4	97.7%	99.6%
	船舶		千トンCO2	28.6	32.2	30.9	96.1%	108.2%
	小計(④)		千トンCO2	76.7	61.8	60.0	97.1%	78.3%
廃棄物部門(⑤)			千トンCO2	4.4	3.8	3.8	100.0%	86.0%
合計(①+②+③+④+⑤)			千トンCO2	253.2	257.1	254.1	98.8%	100.4%

* CO2排出量算定方法は、地球温暖化対策地方公共団対実行計画(区域施策編)

策定マニュアル(第1版)簡易版【環境省】に基づく簡易計算方法による。